讀五經正義札記

と思った。今から二十数年前のことである。その際、何か或るテー は、すでに哈仏燕京学社の引得シリーズとして、 を作成することと並行して読み進めることにした。「引書索引」に ら適当なテーマが有るはずもない。そこで取り敢えず「引書索引」 マを持って読むに越したことはなかったが、実際のところ読む前か 経学研究に志した以上、一通りは「十三經注疏」を読んでおこう

- 『毛詩注疏引書引得』(1937)
- 『禮記注疏引書引得』(1937)
- 『春秋經傳注硫引書引得』(1937)
- **『周禮引得** 附注疏引書引得』(1941)
- 『儀禮引得 附鄭注及賈疏引書引得』(1932)
- 自分が後々利用できる形のものが有れば便利であろうと考えたから が刊行されており、工具書としての価値はそれなりに高かったが、 『爾雅注疏引書引得』(1941) (以上の底本は上海・錦章書局影印本)

しかし、この引得シリーズを確かな津梁にしつつも、 なかなかに である [①]。

える「王述之」、『春秋正義』中の後漢・服虔『春秋左氏傳解誼 確定である。本札記では、これらの例として、『毛詩正義』中に見 難しい問題も少なくはなかった。それはたとえば、 の引用に関する問題を取り挙げることにしたい。 人名・書名(篇名)を見分けることであり、また佚書の引用部分の の世界』(溪水社 1989)でも述べたことであるが、疏文中に見える 旧著『春秋正義

野間

文史

による)の〈小雅・常棣〉に次のようにある。 『毛詩 正義』 (以下の引用は嘉慶二十年刊の阮刻本 [藝文印書館影印本]

①小雅・常棣「常棣之華、鄂不韡韡(常 棣の華、鄂として韓韓たら。 *** ざらんや)」

【毛傳】與也。常棣棣也。 「疏】傳常棣至光明○正義日、……「鄂猶鄂鄂」者、以華之状宜言 故重言之。「言外發也」、謂華聚而發於外也。「韓韓」華 鄂猶鄂鄂然、 言外發也。 韡韡光明也 よく内に睦みあい外に禦ぐことができれば、強盛で光耀の有る 韡韡 (韡韡たらざらんや)』とは韡韡たりということ。兄弟が では)「煒は赤い貌」と(限定して)述べた。王述之日、「『不

[あかい]」字と連なっているため、(〈静女〉の《毛伝》

こと、あたかも常棣の華が開くがごときを與したのである」と。

内睦外禦、 連、故云「煒赤貌」。王述之曰、「不韡韡言韡韡。以興兄弟能 之貌、華非一色、故云「光明」。靜女云「彤管有煒」、文與彤 とは、 から、 容であり、華の色は一色ではないので、「光明」と述べたも 華がより集まって外に開くことをいう。「韓韓」とは華の形 正義にいう、……(《毛伝》の)「鄂とは猶ほ鄂鄂のごとし」 〈静女〉で「彤管 煒たる有り」といい、「 煒」の字が 重ねて言ったもの。「外に発するを言ふなり」とは、 華の状態が鄂鄂然とでも形容すべきものであるところ 則強盛而有光耀、若常棣之華發也」。(09-2-13b)

人名だと見なしたのであろう、前掲の『毛詩注疏引書引得』では、 さてここで問題にすべきは「王述之」という表現である。これを

王述之 9C / 7a 12A / 6a, 6b 12B / 4a

例を挙げる。 に引用されたものを一つに数えたものと思われる。以下に残りの6 として4例を収録しているのである。しかし筆者の験するところ、 「王述之」という表現を全部で7例を見出し得た。『引得』は同頁

②小雅・常棣「凡今之人、莫如兄弟.

【毛傳】聞常棣之言爲今也。

【箋云】聞常棣之言、始聞常棣華鄂之説也。:

【疏】傅聞常棣之言爲今○正義曰、傳以「凡今」者、多對古之稱: 歌爲來今」是也。(09-2-13b) 謂從今以去宜相親也。王述之曰、「管蔡之事已缺、而爲常棣之 故辨之。既聞常棣之説、則知兄弟宜相親、故以「常棣之言爲今」、

③小雅・正月「謂天蓋高、不敢不局、謂地蓋厚、不敢不蹐、 【疏】傳局曲蹐累足○正義曰、天在上、身戴天而曲者、曲身也。 言、有倫有脊」【毛傳】局曲也。蹐累足也。倫道、脊理也。(12-1-13b) 陷於在位之羅網也」。(12-1-14a) 天高己不敢不曲身危行、恐上觸忌諱也。地厚己不敢不累足、 所以履地、故知「蹐累足」。説文云「蹐小歩也」。王述之日、「言 維號斯 足

④小雅·雨無正「正大夫離居、莫知我勤」【毛傳】勤勞也。(12-2-11b) 【疏】傳勩勞○正義曰、釋詁文。王述之曰、「長官大夫、我之賢友、 奔走竄伏、與我離居。我勞病莫之知也。故下章、思之欲遷還於 王都」。(12-2-16a)

⑤小雅・采薇「駕彼四牡、四牡騤騤、君子所依、 小人所腓

【毛傳】騤騤彊也。腓辟也。(09-3-15a)

【硫】傳腓辟○正義曰、傳文質略。王述之云、「所以避患也」。

⑥小雅・正月「既克有定、靡人弗勝」【毛傳】 【疏】傳勝乘○正義曰、此傳甚略。王述之云、「王既有所定、皆乘 陵人之事。言殘虐也」。今據爲毛説。(12-1-13a) 勝乘也。 (12-1-12b)

⑦小雅・雨無正「周宗既滅、靡所止戾」

王流于彘、無所安定也。(12-2-11a) 【毛傳】戾定也。【箋云】周宗鎬京也、是時諸侯不朝、王民不堪命、

其道巳滅、將無所止定」。毛以刺幽王、理必異於鄭、當如王説。【疏】傳戾定〇正義曰、此傳質略。王述之曰、「周室爲天下所宗。

(12-2-11b)

続けて「王述之云」「王述之日」とある(②)。ためであろう、「傳文質略」「此傳甚略」「此傳質略」という言葉に分かる。また⑤~⑦の例は、それぞれの条の《毛伝》が極めて短いを施した後に「王述之日」が続く、という構成になっていることがの~④の例はいずれも、『正義』の文章が、《毛伝》の逐条的解説

述之撰」として、在したからである。すなわち『隋書』「經籍志」の経部・春秋類に、「王在したからである。すなわち『隋書』「經籍志」の経部・春秋類に、「王理由が無いわけではない。なぜなら「王述之」を人名と見なしたのには、さて『毛詩注疏引書引得』が「王述之」を人名と見なしたのには、

- 『春秋左氏經傳通解』四条
- ・『春秋旨通』十卷(新・旧『唐書』では「王延之」)

詩』の注釈書でないのは、やはり難点となるであろうか。の「王述之」には言及されていない。)そして「王述之撰」の書物が『毛べておられるように、全く不明である(ちなみに同書では『毛詩正義』の二書が掲載されている。ただし興膳宏・川合康三『隋書經籍志詳の二書が掲載されている。

の2例を挙げよう。

祖述している」の意味となる。 祖述している」の意味となる。 祖述している」の意味となるであろう。したがって前掲「此傳甚略……」 見なしていることになるであろう。したがって前掲「此傳甚略……」 氏注四卷」中に収録しているのである。この「王氏」とは魏の王肅 氏注四卷」中に収録しているのである。この「王氏」とは魏の王肅 ところが「王述之」は人名ではないとする見解も有る。そのひと

ことを思わせるものである。 果たせるかな次の〈小雅・節南山〉の例は、その可能性の大きい

◇小雅・節南山「昊天不平、我王不寧、不懲其心、覆怨其正

【毛傳】正長也。(12-1-08b)

《毛傳》駪駪衆多之貌。征夫行人也。毎點《小雅・皇皇者華「駪駪征夫、每懷靡及」

述毛云「使臣之行、必有上介衆介。雖多内懷中和之道、猶自以【疏】傳每雖懷和〇正義曰、……|王肅以爲、下傳所言覆説此也。故【毛傳】駪駪衆多之貌。征夫行人也。每雖懷和也。

大隹・大月「魯中七壬、目支殳昴、そ京干司、日賓ニミ、無所及。是以驅馳而咨諏之」。(09-2-09a)

季、維德之行」。
参大雅・大明「摯仲氏任、自彼殷商、來嫁于周、曰嬪于京、乃及王

父也。 【毛傳】蟄國任姓之中女也。嬪婦、京大也。王季大王之子、文王之

爲說也。(16-2-03a) 「疏】……「京大」釋詁文。王肅云「唯盡其婦道於大國耳」。述毛

る必要は無いであろう。以下はその全9例である。また「王粛述毛」という表現も見える。この「述毛」を書名と見

❶國風・周南・葛覃「薄汙我私、薄澣我衣」

【毛傳】汙煩也。私燕服也。……其餘則私也。(01-2-04a)

化、男女得以及時也。」(01-5-01a) ❷國風・召南・摽有梅「摽有梅、男女及時也、召南之國、被文王之

【疏】摽有梅三章章四句至及時○正義曰、……喪服傳曰「十九至十

(06-2-01a) ●國風・唐・綢繆「綢繆、刺晉亂也、國亂則婚姻不得其時焉。」 ・日本、 ・日

十二月也。(06-2-01a) 據十月、二章「在隅」謂在東南隅。又在十月之後也。謂十一月東方十月之時。故王肅述毛云「三星在天、謂十月也」。在天既【疏】綢繆三章章六句至時焉○正義曰、……首章言「在天」謂始見

❺小雅・賓之初筵「大侯既抗、弓矢斯張

【毛傳】·····【箋云】舉者·····其非祭與。(14-3-03b)

難之者、出於當時之意耳。王肅述毛云、「……」。其奏云「…【疏】箋舉者至非祭與○正義日、……。鄭異於毛多矣。唯采蘋及此

...J° (14-3-07a)

⑥小雅・采菽「采菽采菽、筐之筥之」(15-1-03a)

【毛傳】興也。菽所以芼大牢而待君子也。羊則苦、豕則薇。

【疏】傳興也至則薇○正義曰、傳既言「羊則苦、豕則薇」、則菽不

话,下是「LILLY、 CAPACINA、 GRANDA CONTROL OF THE TRANSPORT OF

【毛傳】以肉日醯醢。腺函也。歌者比於琴瑟也。徒擊鼓曰咢。●大雅・行葦「醯醢以薦、或燔或炙、嘉殽脾腺、或歌或咢」

「徒歌」者、與園有桃傳涉誤耳。 (17-2-04a)孫炎日「聲驚咢也」。<u>王肅述毛</u>作「徒擊鼓」。今定本・集注作【疏】傳以肉至鼓曰咢〇正義日、……。「徒擊鼓曰咢」、釋樂文。

❸大雅・常武「常武、召穆公美宣王也、有常德以立武事、因以為戒

然、」(18-5-01a)

中軍、是也。(18-5-01a) 一元帥以統領六軍、故左傳鄢陵之戰、楚王雖自親行、仍命子反將「王不親行」。王基述鄭、爲此章王自親行。王既親行、仍須命【疏】常武六章章八句至爲戒然○正義曰、……此章、王肅述毛以爲

【毛傳】孟仲子曰、大哉天命之無極、而美周之禮也。 ❷周頌・維天之命「維天之命、於穆不巳」(19-1-12a)

子曰、於穆不似」。此傳雖引仲子之言、而文無不似之義。蓋取【疏】傳孟仲至之禮〇正義曰、……譜云「子思論詩、於穆不已。仲【箋云】命猶道也。天之道於乎美哉。動而不已、行而不止。

所説而不從其讀。故王肅述毛亦爲「不已」、與鄭同也。

(19-1-12b)

うな表現が見出せるはずであろう。したのは王肅だけではないのだから、当然、他の注釈家にも同じよなお「述毛」が「毛伝を祖述する」意味であるなら、毛伝を祖述

出し得たのみである。 之此説、亦<u>述毛</u>也。但其意與王肅異耳」(「皇皇者華」09-2-09a)を見詩正義』中に「鄭玄述毛」という表現は見えず、わずかに1例、「鄭詩正義」中に「鄭玄述毛」という表現は見えず、わずかに1例、「鄭まず、毛伝を宗としてその箋を書いたのが鄭玄ではあるが、『毛

孫毓の書物は『隋書』經籍志に、そして「述毛」の表現が王肅に次いで多いのは晋の孫毓である。

- 『毛詩駁』一卷 魏司空王基撰
- 『毛詩異同評』十卷 晉長沙太守孫毓撰

という表現が多い。以下にそのうちの2例を挙げておこう。という表現が多い。以下にそのうちの2例を挙げておこう。で登場する例が若干数有る。したがって孫毓についても「述毛」を駁する王基、さらにそれを駁する孫毓という関係にあるからでれを駁する王基、さらにそれを駁する孫毓という関係にあるからでれを駁する王基、さらにそれを駁する孫毓という関係にあるからでれを駁する王基、さらにそれを駁する孫毓という関係にあるからである。そして『毛詩正義』中には王肅が、王基や孫毓との組み合われを駁する王萬、申鄭」、「晉豫州典釋文』敍録でそれぞれ、「荊州刺史王基駁王肅、申鄭」、「晉豫州典釋文』敍録である。

○國風周南・關雎「窈窕淑女、琴瑟友之」

【毛傳】宜以琴瑟友樂之。

同。共荇菜之時樂必作。【箋云】同志為友。言賢女之助后妃、共荇菜。其情意乃與琴瑟之志

所言、思求淑女而未得也。若得則設琴瑟鍾鼓、以樂此淑女。故【疏】傳宜以琴瑟友樂之〇正義曰、……毛氏於序不破哀字、則此詩

設女德不盛、豈祭無樂乎。又琴瑟樂神、何言友樂也。豈得以祭 時之樂、友樂淑女乎。以此知毛意、思淑女未得、假設之辭也」。 淑女設也。 孫毓述毛云「思淑女之未得以禮樂友樂之、是思之而未致。 知非祭時設樂者、若在祭時、則樂爲祭設、何言德盛。 樂爲

(01-1-23b)

〇國風衛風・碩人「碩人敖敖、 說于農郊」

【毛傳】敖敖長貌農郊近郊!

【箋云】敖敖猶頎頎也。説當作穟。禮春秋之穟、讀皆宜同衣服曰穟。 【疏】傅農郊近郊〇正義日、 常訓也」。(03-2-17b) **今俗語然。此言莊姜始來、更正衣服于衛近郊。**」 毛於詩皆不破字、明此「説」爲「舍」。孫毓述毛云「説之爲舍! 以下云「翟茀以朝」、明此在國近郊。

述ぶ」と訓むべきであることが分かる。漢文世界でよく引き合いに 出される「王引之」を「王 之を引く」と訓んだという笑い話(?) 以上によって、『毛詩正義』中に見える「王述之」とは「王 之を 筆者はなかなか笑う気にはなれないのである。

注

1

- 哈仏燕京学社の引得シリーズ以外のものとして
- 王忠林「周易正義引書考」臺灣師範大學國文研究所集刊三
- 葉程義『禮記正義引書考』政治大學中國文化研究所碩士論文

後に義聲出版社 1981

が有る。 両者はいずれも引書の解題とその引用文の摘録から成り、 引書

索引を兼ねている

者が作成発表したものとして、以下のものが有る。 心として(附録諸家索引)」(金城國文一五―一 1968)が有り、また筆 日本のものとしては、杉浦豊治氏の「論語皇疏とその論理」學而篇を中

・「春秋正義引書索引一~五」 新居浜工業高専紀要16~20

8

- ・「公羊傳疏引書索引」新居浜工業高等専門學校紀要21―2
- ・「穀梁傳注疏引書索引」新居浜工業高等専門學校紀要21--1 1985
- ・「尚書正義引書索引一・二」 新居浜工業高等専門學校紀要22―2

1986

・『論語正義源流私攷(附録 論語正義引書索引)』

平成9・10・11年度科学研究費基盤研究(C)2の報告書の一部として公刊 する予定である。 なお右の拙稿のうち、春秋三伝疏の引書索引については、その補訂版を 広島大学文学部紀要第51卷特輯号一 1991

- は厳密な区別をしてはいないようである。 惟勤監修『説文入門』(大修館書店 1983) 19~20頁を参照——、ここで 「曰」と「云」との用法に区別が有るとの見方も有るが――たとえば頼
- るわけではないが、「毛詩正義卷第二十—三」(20-3-24a) に 阮元『毛詩注疏校勘記』も王肅と見なしている。そのことを明言してい

字而説之也。 懈怠也」。考此經字作「殆」。故正義引王述毛以爲「危殆」也。 也」。又云「言行之不懈怠者、在髙宗之孫子、美此髙宗孫子能得行之不 之孫子。言高宗興湯之功、法度著明、以教戒後世、子孫行之、不解怠 解殆者」。正義云「又受命不怠、在武丁孫子。謂行之不解怠者、 「受命不殆」唐石經・小字本・相臺本同。案箋云「受天命而行之、不 「殆」即懈怠字、故箋云「不解殆」、而字仍作「殆」。正義乃易爲「怠」 在武丁

とある「王述毛」とは、〈商頌〉玄鳥篇の『毛詩正義』に、

傳武丁高宗〇正義曰、作詩所以稱王名者、王肅云「殷質以名篇。 先君成湯受天命、 則此亦當如肅言也。(20-3-17b) 所以不危殆者、 在武丁之爲人孫子也」。毛以爲湯孫湯 商之

ることになるであろう。 見えないものの、 と見える王肅説を指している。『毛詩正義』中に「王肅述毛」なる表記は 阮元は「王肅が毛伝を祖述」したものだと解説してい

前掲②小雅・常棣の例について、 なお高田眞治氏『詩經』上・下』(集英社・漢詩大系 一九六八年) Ą

の発くが若きなり」とする。 は能く内は睦じく外を禦げば則ち強盛にして光耀有ること、 孔疏には王肅の説を引いて、「不韡々は韡々たるを言ふなり。 常棣の華 以て兄弟

2

と述べておられる。

を読んでいくうえでの、 いる。そして清代に数多く編纂された輯佚書は、我々が『五經正義』 に関する佚書の収集源として、『五經正義』は重要な位置を占めて 少なくはない。清朝考証学の一部を占める輯佚の学において、経書 は周知のことであるが、 『五經正義』中に現在では亡佚した書物が多数引用されているの まことに便利な工具書でもある。 そこには唐初にすでに佚書であったものも

連する『左傳』本文、 その一例として後漢の服虔『春秋左氏傳解誼』を取り挙げよう。 ては、複数の輯佚書で見解を異にする場合も間々有る。本節では、 ただ対象が佚書であるだけに、その書物の引用部分の確定につ 杜預『集解』注文をも併せて以下に掲げる。 関

> 【疏注后王至遺服○正義日、鞶是帶也。鑑是鏡也。此與定六年傳皆撃注后王后也。鞶帶而以鑑爲飾也。今西方羌胡猶然、古之遺服。傳鄭伯之享王也、王以后之擘鑑予之。 ■春秋左傳正義卷九・莊公二十一年(09-21a) 鑑雙言、則鞶鑑一物、故知以鏡飾帶。舉今羌胡之服以明之。

かる。(杜預は)現在の羌胡の服装を挙げて明らかにしたもの。 鑑」は一物なので、「鏡を以て帯を飾る」ものであることが分 伝とでいずれも「鞶鑑」を双言しているところからすると、「媻

正義に曰く、「鞶」は帯、「鑑」は鏡である。ここと定公六年

費者❶。 人之物、 非所以賜有功。爵飲酒器、玉爵也。一升曰爵。 言鄭伯以其父得賜、不如號公、爲是始惡於王、 服虔云、鞶鑑王后婦 爵人之所 積而成怨

僖二十四年遂執王使❸、此爲彼張本❹

正義に曰く、「鄭伯」とは厲公の子の文公をいう。 重なって怨みと成ったということ。 視するものである。その意味は、鄭伯は父の賜わったものが虢 玉で出来た爵である。一升入るものを爵という。 功績の有った者に賜わる品物ではない。「爵」は飲酒の器で、 のように述べている。「鞶鑑」は王后・婦人の持ち物であり、 って、ついに王の使者を執えることになるが、これはかの事件 公に及ばないところから、始めて王を憎むようになり、 ために本を張った 〔伏線とした〕ものである。 (後の) 僖公二十四年にな 爵は人が貴重 服虔が以下 積もり

がどこまでかということである。原文に丸数字を付しているが、そ こまでが服虔の文章だとする四通りの説が提出されている。 まず❶は李貽徳(1783-1832)『春秋左傳賈服注輯述』(皇清經解続 さてここで問題とすべきは、後半『正義』所引の「服虔」の文章

編所収) の説である。本文自注

(双行小字) に、

劉恭冕 不如號公、爲是始惡於王、積而成怨。僖二十四年遂執王使」。 金谿王氏・陽湖洪氏輯本倶連上服義。然玩其語意、似爲孔疏之 不如此輯本爲妥。 (1824-1883)Ħ 正義此文下云「言鄭伯以其父得賜

氏」「洪氏」とは、それぞれ後掲の王謨・洪亮吉を指す。 と述べている。 告第八冊 1936) もこの説を襲っている。 が国の重澤俊郎氏『左傳賈服注擴逸』(東方文化學院京都研究所研究報 は公刊時の補記であろう〔①〕。それはともかく、ここに挙げた「王 はなく、劉氏が『輯述』の説を妥当と認定しているので、この自注 なお年代から言えば、李氏が劉恭冕を引用するはず そして我

洪亮吉も、そのことについては何も述べていない (②)。 拠を述べることは無いが、この例の場合、『左傳』全書に注釈した という二つの輯佚書の説である。輯佚書は通例引用文を確定した根 魏遺書鈔』「左氏傳解誼」と黄奭『漢學堂經解』「服虔左傳解誼」 吉(1746-1809)『春秋左傳詁』の見解であり、さらに❸は王謨『漢 『鄭氏佚書攷』「春秋傅服氏注」という二つの輯佚書、そして洪亮 次いで❷は馬國翰『玉函山房輯佚書』「春秋左氏傳解誼」と袁鈞

> 較的詳細にその根拠を述べているのが注目される。 ので〔②〕、以下の文章もおそらく劉毓崧以後のものであろうが、 劉貴曾(1845-1899 劉師培の父)といった複数の人々の手に成るも その一子劉毓崧(1818-1867)、さらには孫の劉壽曾(1838-1882)・ ただし『左傳舊注疏證』は未完の書であり、 最後の❹は、劉文淇(1789-1856)『左傳舊注疏證』の説である。 しかも劉文淇の没後、 比

語意、 注之詞。洪・嚴節去末三句亦非也。今悉定爲服注。 案孔疏之例、凡杜注云「爲某年某事張本」者、 徳輯述止取「鞶鑑」「爵」注文、 杜注「爲僖公二十四年鄭執王使張本」。本疏云「鄭伯謂厲公子文 已明也。今此傳引服注原文、未加刪節。 公也」。下即引服注。洪亮吉・嚴蔚皆引至「積而成怨」 似爲孔疏之文」。 而不録此注。 尋其語意相承、 皆無所釋、 劉恭冕云「然玩其 咋 非 玩家解 以注意

ここでは●~❸に見える諸説をほぼ網羅したうえでこれらを否定 る指摘は、間違いないようである〔④〕。したがって、最終的には「文 「爲某年某事張本」と注する箇所の『正義』にその解説が無いとす そこで『左傳舊注疏證』が述べる根拠を確認してみるに、 結論として全文が服虔の文章だと判定するのである。 杜預が

―王后・婦人の持ち物

のであるが、

服虔が

気」「文脈」といったはなはだ曖昧なものを根拠にせざるを得ない

玉で出来た爵・人の貴重視するもの―― 虢 鄭

後までを服虔説とするのが妥当なように思うのである。 するの詞に非ず」と述べる『左傳舊注疏證』説のように、 とを対照し、周王の鄭国と虢国とに対する待遇の違いを示したとす れば、筆者はやはり「其の語意相承くるを尋ぬるに、疏家の注を解 一気に最

た注釈書であることを論証されたことが想起される。 代の賈逵・鄭衆・馬融・延篤・彭汪・服虔のうち、『隋書』経籍志 那學』六一一 1932 全集第六巻 漢儒の説は服虔『春秋左氏伝解誼』に引用されたものであることを に著録された者は賈逵・服虔の二家だけであるところから、これら ない。しかしここでは、かつて吉川幸次郎氏「春秋正義書後」(『支 それでは服虔の文章がいささか長くなるとの考えも生じるかも 服虔『解誼』が鄭玄の『周禮注』のような集注の形をとっ 1968)が、『春秋正義』所引の漢

るものは極めて少ないが、以下に挙げる例は、 部分も有ったことを予想させるものである。 『春秋正義』中で、服虔注そのものの体裁・性格について言及す 服虔注がかなり長文

「疏注免衰至自殺○正義曰、初死則有免、服成則衰經、皆爲遭喪之服。」注免衰經遭喪之服、令行人服此服迎秦伯、且告將以恥辱自殺。「傳使以免服衰經逆且告」「重春秋左傳正義卷十四・僖公十五年」「正春秋左傳正義卷十四・僖公十五年 左傳本無此言、 若晉君朝以入、則婢子夕以死。 傳文於此或有「臼上天降災、使我兩君相見不以玉帛、 之使婢子侍執巾櫛」、 後人妄增之耳。何以知其然。二十二年傳曰「寡君 杜云「婢子婦人之卑稱」。若此有「婢子」、 夕以入、則朝以死。唯君裁之」。 而以與戎。

> 不當舍此而注彼也。又此注云「且告夫人將以恥辱自殺」。若有此 本無之也。今定本亦無。 不煩此注。服虔解誼、其文甚煩。傳本若有此文、服虔必應多 何由四十餘字、 不解一言、亦至二十二年始解「婢子」。明是

婢子をして侍りて巾櫛を執らしむるは」といい、杜預が「婢子 ……なぜそうだと分かるのかといえば、二十二年伝に「寡君の、 十四余字について一言も解釈しないで、二十二年に至ってはじ わざわざこのように注するはずはない。(さらに)服度の、解 からである。またこの注に「且つ夫人の将に恥辱を以て自殺せ は婦人の卑称なり」と注しているからで、もしもここにすでに めて「婢子」を解するであろうか。明らかに本来無かったので なら、服虔は必ずや多言を用いて解釈したはずで、どうして四 **誼》は、その文章が甚だ煩雑である。伝にもしこの文章が有る** んとするを告ぐ」と述べており、もしもこの一文が有るなら、 ある。今の〈定本〉にもやはり無い。(14-06b) 「婢子」が有るなら、ここを措いてかしこに注するはずが無い

【博曰「上天降災、使兩君匪以玉帛相見、 則婢子夕以死。夕以入、則朝以死。唯君裁之」。乃舍諸靈臺。(14-07a) 而以興戎。若晉君朝以入、

るものが16例有る。 れほど長文ではないけれども、 なお『春秋正義』中に引用された服虔注は四百例を越えるが、 以下はそのうちの最も長文の例である。 『正義』の全文が服虔の文章から成 そ

回春秋左傳正義卷五十七・哀公元年

也。

就盈數焉」。

使以十月入。日

「良月

琉注生民至教之○正義曰、服虔云「令少者無娶老婦、老者無娶少婦。博退而告人曰、越十年生聚、而十年教訓。注生民聚財富而後教之。 非手所種、 餼也。死者釋其征、必哭泣葬埋如其子也。孺子遊者必餔歠之也。 女十七不嫁、男二十不娶、父母有罪也。將生子以告、與之醫饋之 夫人所織、 不用十年、 不收於國」。(57-05a)

ろう。また次は、 いま問題としている。Iの例は、 1によく似た構成の例である。 これよりはまだ短文というべきであ

【傳三年而復之。日「不可使共叔無後於鄭」。【傳公父定叔出奔衛。注共叔段之孫。定諡也。】【四春秋左傳正義卷九・莊公十六年】

【疏注數滿於十○正義日、易繫辭云「天一地二天三地四天五地六天七 於鄭』、 欲令其後不絕。 盈數也」。數至十則小盈、至萬則大盈。傳具載定叔事者、服虔云 地八天九地十」。至十而止、是「數滿於十」也。閔元年傳曰「萬 「定叔之祖共叔段有伐君之罪、 言其刑之偏頗。 傳所以惡厲公也」。(09-12b) 注數滿於十。 鄭厲公以孽篡適、 宜世不長。 同惡相恤。 而云『不可使共叔無後 故黨於共叔、

張本」と同様の説明の仕方ではあるまい この例の服虔の最後の言葉「傳所以惡厲公也」 は、 I の 「此爲彼

なす劉文淇

『左傳舊注疏證』説の妥当性を再確認したつもりである

以上、決定的根拠には欠けるものの、

最後の❹までを服虔注と見

という例である [®]。 <u>(</u> 佚書の文章を確定することは、 時として難しい場合も有る

が

違いはなく、単に混同を避けるために使い分けたにすぎない。 五經正義札記」である。しかしこの「箚記」と「札記」とに意味の 語彙語法箚記」(広島大学文学部紀要)を連載中であり、 最後に付言すべきことを二点。その一つ。 筆者は現在「五經正義 本稿は「讀

あの膨大な「疏」文が漏れなく検索できるのは、 るに当たって使用した資料は、かつて収集したものが主ではあるが 検索「漢籍全文資料庫」(http:/www.sinica.edu.tw/ftms-bin/ftmsw3)で 究院計算中心が公開しているインター・ネット上のデータ・ベース る。今後ともこれから受ける恩恵は大きいであろう。 は、待望の「十三経注疏」の検索が可能となった〔の〕。本稿を草す 「資料庫」によって再確認し、補足したものも実は少なくはない。 その二つ。今年(1999)の七月からであろう、かの台湾の中央研 まことに驚異であ

藝文印書館影印本(八冊)の頁數そのままにデータ・ベース化され 勘記』にもとづく補正ならびに誤刻の訂正ももちろん施されてはい 釋文』、さらには阮元『校勘記』・『四庫総目提要』まで含んでいる。 ている。したがって経・伝・注・硫文はもとより唐・陸徳明『經典 ないようである。 なおそのままであるから、遺憾ながら句読は施されていない。『校 ちなみに「十三経注疏」の底本は嘉慶二十年「阮元刻本」であり、

する次第である。 すでにご存知の方もおられるであろうが、ここに情報として提供

注

- ① 『春秋左傳賈服注輯述』には「皇清經解続編」本の他に、同治五年餘姚
- 洋古典學研究會 1995)を参照。 拙著『春秋正義を読み解く―劉文淇『左傳舊疏考正』を通して―』(東
- **某年某事張本」の解釈ではない。**の例で、しかもこれ以外には見出し得なかった。そしてこの2例も「爲の 以下に挙げる2例は、杜注に「張本」の表現が有るものに対する『正義』

○春秋左傳正義卷十二・僖公二年

[流注寺人至張本○正義日、周禮内宰之屬有內小臣奄上士四人。寺人王之疏注寺人至張本○正義日、周禮内宰之屬有內小臣屯士四人。 內豎倍寺人之數。寺人掌王之內人及女宮之戒令。內豎掌內不足。 以爲齊侯所寵、後雖未冠者之官名」。然則此人名貂、幼童爲內豎之官、以爲齊侯所寵、後雖未冠者之官名」。然則此人名貂、幼童爲內豎之官、以爲齊侯所寵、後雖未冠者之官名」。然則此人名貂、幼童爲內豎之官、以爲齊侯所寵、後雖未冠者之官名」。(12-07a)

〇春秋左傳正義卷二十二宣公八年

時君所嘉、無義例也。垂齊地、非魯竟故書地。事、爲釋張本。不言公子、因上行還、間無異事、省文從可知也。稱字傳辛巳有事于大廟、仲遂卒于垂。注有事祭也。仲遂卒與祭同日。略書有

【疏注有事至書地○正義曰、「有事祭也」者、謂諸祭也。釋例「以昭十五年

「公子」之文、從可知也。(22-06a)爲「仲遂卒」而書之。與上相連、猶是一事。因上行還、間無異事、省上言「公子遂如齊」、此言「仲遂卒」、不言「公子」者、此書「有事」者、禘事得常、不主書禘。爲下「繹」祭張本耳。有事于武宮、傳稱禘于武公、則知此言有事亦是禘也」。祭之日仲遂卒。

【傳壬午猶釋。 萬入去籥。

もう1例、輯佚書によって判断の異なる服虔注の例を掲げる。

○春秋左傳正義卷三十・襄公九年

疏注皇鄖至其官○正義曰、服虔云、「皇郎、皇父充石之後」、十世宗卿為注皇鄖皇父充右之後。校正主馬、工正主車、使各備其官。【《使皇鄖命校正出馬、工正出車、備甲兵、庀武守。

於車馬、故後言之❷。(30-20b) 於車馬、故後言之❷。(30-20b) 於車馬、故後言之❷。(30-20b) 於車馬、故後言之❷。(30-20b) 於車馬、故後言之❷。(30-20b) 於車馬、故後言之❷。(30-20b) 於車馬、故後言之❷。(30-20b)

ろうか? そうするとこの『正義』は全文が服虔の文章である。 魏遺書鈔』・黄奭『漢學堂經解』は❷説である。あるいは❷説が妥当であ 馬國翰・洪亮吉・李貽徳・重澤の諸氏はいずれも❶説であるが、王謨『漢

- 号 1998) を参照されたい。第2卷第1期 1995)・「輯佚の難と校書の難」(『中国思想史研究』第 21) 池田秀三氏「輯佚之難與校書之難―以盧植《禮記解詁》爲例―」(『論衡』
- 有している研究機関も有るようである。我が国でもすでに東大を始めとして、中央研究院のデータ・ベースを共